

【会議記録】

令和 7 年度 村上市高齢者虐待防止ネットワーク会議

令和 8 年 2 月 17 日（火）午後 1 時 30 分～3 時
マナボーテ村上 2 階大会議室

参加者：別紙名簿のとおり

- 1 開会の挨拶 介護高齢課 高齢者支援室長
- 2 会議の流れ・自己紹介
- 3 【報告】令和 6～7 年度 村上市の高齢者虐待の状況
～主に養護者による虐待について～

事務局：資料説明／朝日地区・山北地区よりケース対応例を説明

4 それぞれの立場から ～虐待防止対応マニュアルを踏まえて～

【警察】

令和 7 年の高齢者虐待の取扱件数は 28 件であり、前年比 4 件減少した。養護者によるものに限らず、すべて市へ通報している。介護施設や医療機関からの情報提供にも対応している。近隣住民からの通報をきっかけに発覚した事例もある。

けがを伴う場合は安全確保を最優先とし、本人を説得のうえ一時的に分離する対応を行い、養護者には指導を実施している。家族は報復を恐れる傾向があるが、対応しなければ状況が悪化する可能性がある。悪質な事案は事件化し、逮捕に至る場合もある。虐待が疑われる段階で早期に警察へ情報提供してほしい。

【医療相談員】

医療従事者からの通報は多くない。外来から連携センターを通じて市へ連絡したケースでは、早期対応していただきありがたかった。院内では虐待防止委員会を設置し、研修を実施している。早期発見のためのアンテナを持つことが重要である。

【デイサービス職員】

虐待の判断は難しく、大声での叱責などグレーなケースもある。介護経験が未熟なため、数日間おむつ交換がされていない事例もあった。サービス利用時にあざ等を発見した場合は包括へ連絡しているが、件数は多くない。要介護 4 で歩行困難な利用者を、自宅でたらいで入浴させてからデイサービスへ送り出していたケースもあった。一生懸命介護している息子であり、判断の難しさを感じたとのことであった。

【訪問介護職員】

ヘルパーは家庭内の状況を把握できる貴重なサービスである。利用者だけでなく介護者の様子も観察し、ヘルパー間で情報共有している。声掛けに刺々しさを感じた場合は申し送りを行っている。洗濯物の状態など些細な変化にも注意している。利用者から「怒られた」「強くつかまれた」といった声があれば見逃さないよう心掛けている。同居家族がいる場合はサービス利用が難しいこともある。特に男性介護者が家事経験に乏しく、負担が大きいケースも見受けられる。

【司会】

性別役割分担が強い家庭も多い。ヘルパーの目配りや声掛けが虐待予防につながる。小さな気づきを積み重ねることが重要である。

【ケアマネジャー】

ケアマネジャーは毎月の訪問や事業所との連携を通じて状況を把握している。虐待は非常にデリケートな問題であり、気づきが遅れると命の危険にもつながる。「思い過ごしではないか」「家族を傷つけないか」と悩むこともあるが、事業所内で相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。疑問を抱いた際はサービス事業所へ確認し、抱え込まないよう努めている。

【社会福祉協議会 生活支援課】

経済的課題への対応を主に行っている。困窮により介護サービスを増やせない世帯に対し世帯分離を提案した結果、母は生活保護を受給しながら必要な介護サービスを利用できるようになった。息子への支援も継続している。また、相談関係が深まる中で、息子から暴力を受けているとの訴えがあった事例もあった。

【村上地域振興局】

虐待に加え、金銭問題や精神疾患が絡むと支援はより困難となる。精神疾患の治療が中断している、または未受診のケースもあり、地域に埋もれている状況がある。

【保険医療課 保健師】

地域訪問で把握する虐待事例は多くないが、気になる世帯は包括へつないでいる。保健師は相談がなくても家庭訪問できる立場である。健診結果を契機に訪問し、家族の状況に気づくこともある。予防の観点から、フレイル予防や高齢者の自殺予防などで多様な団体と関わっている。

5 今後の虐待防止に関する取組について ～相互の連携を図るための意見交換～

【区長】

区長会では虐待の話題はほとんど出ないが、これから出席する会議で話したいと思う。日頃から地域で高齢者へ声掛けを行い、見守りを実施している。

【民生委員】

月1回、独居高齢者を訪問している。対象が限られているため地域全体の把握は難しいが、地域の集まりには参加している。ケアマネジャーがいる場合は関わりを控える意識もあったが、今後は積極的に関わっていききたい。

【人権擁護委員】

人権擁護委員法に基づき 20 名が活動している。主に相談事業を実施しており、月 1 回の特設相談や法務局での常設相談を行っている。近隣トラブルや職場の人間関係の相談が多い。今後、「大きな声が聞こえる」などの相談があった場合は丁寧に聞き取り、包括支援センターにつなげたい。人権侵犯事案の場合は法務局が対応する。本会議を通じ、連携の重要性を再認識した。

【事務局】

一つの組織のみでの対応は困難であり、関係機関が連携して取り組む必要がある。顔の見える関係を大切にし、地域全体で高齢者を見守っていききたい。

6 その他

なし

7 閉会